

賃金規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規定は、就業規則第46条に基づき、職員の給与に関する事項を規定することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この規定は、就業規則第2条に定める職員及び契約職員に適用する。ただし、就業規則第14条に規定に該当する者は、第14条(割増賃金)に規定する時間外労働割増賃金、及び休日労働割増賃金の適用を除外する。

第3条 (賃金の種類)

職員の賃金の種類は次の通りとする。

- | | | |
|---------|-----|---------|
| ① 基本給 | ├── | 固定給 |
| | └── | 固定残業手当 |
| ② 基準外賃金 | ├── | 時間外割増賃金 |
| | ├── | 休日割増賃金 |
| | └── | 深夜割増賃金 |
| ③ 通勤手当 | | |

第2章 賃金計算及び支払方法

第4条 (計算期間)

賃金の計算期間は、毎月1日から末日までを1か月として計算する。

第5条 (賃金の支払日)

- 賃金の支払日は、毎月25日とする。賃金支給日が休日にあたるときは、前営業日に繰り上げて支払う。
- 25日以降月末までに入社した職員の当月の賃金は、翌月の25日に支払う。
- 前2項にかかわらず、職員が退職又は解雇されたときで、本人又は権利者からの請求があった場合は、請求日から7日以内に既往の労働に対する賃金を支払う。

第6条 (賃金の支払方法)

賃金は、原則として直接本人が指定した本人名義の金融機関の預金口座へ振込みによって支払うものとする。

第7条 (賃金の控除)

次に掲げるものは、賃金から控除する。

- ① 源泉所得税、住民税
- ② 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料
- ③ その他、従業員代表との書面協定により賃金から控除することとしたもの

第8条 (中途入社・退職者並びに休職者及び復職者の賃金計算)

賃金計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合は、その月の賃金を下記の算式により日割計算して支払う。

$$(\text{基本給} + \text{諸手当}) \div 1\text{ヵ月平均所定労働日数} \times \text{出勤日}$$

第9条 (欠勤等の扱い)

欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として、下記の計算式に従い、1日又は1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、賃金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額をすべてを支給しないものとする。

① 遅刻・早退・私用外出等の控除

$$\text{固定給}(\text{基本給} - \text{固定残業手当}) \div 1\text{ヵ月平均所定労働時間} \times \text{不就労時間数}$$

② 欠勤控除

$$\text{固定給}(\text{基本給} - \text{固定残業手当}) \div 1\text{ヵ月平均所定労働日数} \times \text{不就労日数}$$

※ 但し、不就労日数が10日を超えた場合は、(基本給)を元に計算する。

第10条 (計算の端数処理)

1. 賃金計算において生じる端数の処理は、次のとおりとする。

- ① 円未満の端数は四捨五入する。
- ② 欠勤、遅刻等の不就労時間の計算は、当該賃金計算期間において時間数を合計し、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

2. 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当の計算は、当該賃金計算期間において各々時間数を合計し、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨て、それ以上の端数がある場合はこれを1時間に切り上げる。

第11条 (休暇休業等の賃金)

1. 年次有給休暇及び就業規則第17条(特別休暇)に定める特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
2. 就業規則第18条(母性健康管理時間)から第26条(欠勤及び遅刻・早退)までについては、賃金を支給しない。
3. 就業規則第43条により休職を命ぜられた期間に対する基本給及び諸手当は支給しない。
4. 団体の責に帰すべき事由に基づき職員を休業させた場合は、賃金は支給せず、労働基準法第26条に定める平均賃金の100分の60の休業手当を支払う。

5. 職員が業務上の傷病により休業したときは、休業開始日より賃金は支給せず、最初の3日間については通常の給与に相当する額を支給し、以後は、労働者災害補償保険法による給付を申請するものとする。

第3章 基本給

第12条 (基本給)

1. 基本給は、職員ごとに、学歴、勤務経歴、職務内容、職責、職務遂行能力、勤続年数を考慮して定め、月給制とする。
2. 基本給は、固定給と、固定残業手当から構成され、固定残業手当は1ヶ月あたり30時間に相当する割増賃金額とする。

第13条 (賃金の改定)

1. 基本給の改定については、原則として毎年1月に行うこととし、改定額については、団体の業績及び職員の勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。
2. 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

第4章 基準外賃金

第14条 (割増賃金)

1. 所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合には、時間外労働割増賃金を、法定の休日に労働した場合には休日労働割増賃金を、深夜(午後10時から午前5時までの間)に労働した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ以下の計算により支給する。ただし、固定残業手当の範囲では支給しない。

時間外労働 割増賃金	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
法定休日労働 割増賃金	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日労働時間数}$
深夜労働 割増賃金	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

※ 算定基礎賃金は、固定給(基本給から固定残業手当を除いた額)とする。

2. 当月の割増賃金は翌月の賃金支払日に支払う。

第5章 諸手当

第15条 (通勤手当)

公共交通機関を利用して通勤する者に対しては、定期券と実費請求額のいずれか小さい額を非課税限度内において支給する。ただし、その経路は合理的に最短の経路であって、団体が認めたものに限る。

付 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

令和2年10月1日改定し施行する。

特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャпон
定 款

前文

本団体は、特定非営利活動促進法の条項のもとに設立される。

本団体は、人道的、非宗教的、及び非営利組織であり、人間の尊厳の尊重及び擁護に価値を置く。
本団体は、1980年に設立されたフランスのメドゥサン・デュ・モンドと提携関係にある。

本団体は、人々の健康及び人間の尊厳に対する危機又は脅威を阻止するため、それらを明示する。

本団体は、その会員が人道的活動を行うにあたって発見したこと、特に医療の利用を妨げる障害の証人となり、その行動を通して人権に対する侵害を公に非難する。

第1条 (名称)

本団体は、「特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャпон」と称し、欧文名称を「Médecins du Monde Japon」とする。

第2条 (目的)

本団体は、自然災害、集団惨禍、及び交戦状態の結果、危機又は社会からの排除に直面する世界中の弱者を支援し、より一般的には、肉体的又は精神的苦痛に直面する世界及び日本の人々の救援を行うことを目的とする。

第3条 (活動の種類及び事業)

本団体は、特定非営利活動促進法第2条の別表1号保健、医療又は福祉の増進を図る活動、同6号災害救援活動、及び同9号国際協力の活動に該当する活動を行い、その目的を達成するため次の事業を行う。

(a) 医師、他の医療専門家及び組織される使節団の目的に必要な技能を有するその他の人を、出動させる。

(b) 災難下の人々のために、できるだけ迅速に、適切な効率性、技術、及び責任をもって救援を行うための、あらゆる人的又は自然の資源を動員する。

(c) 本団体の目的達成を促進するためのあらゆる国家的又は国際的支援を求める。

(d) 災難下の人々の救援活動において、国及び地域の政府並びに他の関連する国際救援機関と協力し、共同で事業を行う。

(e) 援助を必要とする人々を支援するため、世界のあらゆる地域に緊急救援隊を資力の範囲内で派遣する。

会の表決により、理事を解任できる。

1 2. 報酬及び手当

理事は、その職務のためにいかなる報酬も受領しないが、理事会の決議によって、その出席が必要又は有用とみなされる、理事会の会議又は他の会議若しくは行事への出席にともなう交通費の支給を受領することができる。ただし、理事が上記以外の立場で本団体に役務を提供し、それにつき報酬を受領することを妨げるものではない。

1 3. 議事録

議事録には、理事会の会議の議題及び審議の結果を記録し、理事長及び会議に出席した1名以上の理事が記名捺印又は署名する。

1 4. オブザーバー

理事長は、本団体の会員及び職員に、オブザーバーとして、理事会の会議へ出席することを依頼することができる。

第8条 (役職)

1. 理事の職務

理事会は、事務局長、会計役、及びその他の適当と思われる役職を、理事の中から任命できる。

2. 事務局長

事務局長は、会員及びボランティアとの関係を管理するため、理事会の決定に関連するあらゆる職務を遂行する権限を理事会から完全かつ明示的に与えられる。

3. 会計役

会計役は、理事会によって別に定められない限り、本団体の資金及び有価証券を保管する。会計役は、すべての金銭及びその他貴重品を、理事会が指定する銀行及び口座に、本団体の名義及び勘定で寄託する。会計役は、理事会の命令に従って、本団体の資金から支出することができる。会計役は、収支に関する、完全かつ正確な計算書が維持されるようし、理事長及び理事会が必要とする時はいつでも、会計役として処理した業務及び本団体の財政状況についての計算書をそれらに提出する。会計役はその権限の一部を、職員に委任することができる。

4. 執行役員及び職員の選任

理事会は、本団体の目的を遂行するために、適切と思える条件のもと、執行役員及びその他職員を任命できる。

第9条 (事業報告書等)

毎年の年次理事会において、理事長及び会計役、又は理事の過半数によって認証された、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書が提出される。理事会が選定した独立の公認会計士又は監査法人の監査意見を事業報告書等に添付する。事業報告書等の要約は、年次理事会の議事録におさめられる。事業報告書等は、本団体の総会に提出され、その承認を受けたうえ、本団体の記録に保管される。

第10条 (監事)

1. 人数、選任及び任期

監事1名以上が、総会で選任される。その任期は、2年とし、再選されることができる。本団体の設立当初の監事は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、本団体の設立登記の日から最初の通常総会終結の時までとする。

2. 権能

監事は、以下の職務を行う。

- (a) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (b) 本団体の財産の状況を監査すること。
- (c) 前2号に定める監査の結果、本団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。
- (d) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (e) 理事の業務執行の状況又は本団体の財産の状況について、理事会に意見を述べること。

3. 辞任及び解任

監事は、別段の定めのない限り、いつでも辞任できる。本団体の主たる事務所に書面での辞表が到達した段階で、辞任は効力を発する。

理由がある場合、監事の選任の場合と同じ多数決及び定足数の要件に従って総会の表決により、監事を解任できる。

4. 報酬及び手当

監事は、いかなる報酬も受領しないが、理事会の決議によって、その出席が必要又は有用とみなされる、理事会の会議又はその他の会議若しくは行事への出席にともなう交通費を受領するこ

とができる。

第11条（名誉委員会）

理事会は、全理事の過半数によって採択された決議により、名誉委員会を置くことができる。名誉委員会は、本団体の目的及び信条に関心のある12名以下の著名な個人で構成される。

理事会は、ときに応じて、名誉委員会の会員数を増減したり、名誉委員会を解散したりできる。理事会は、その裁量により、名誉委員会の空席を補充したり、名誉委員会の会員を解任できる。

名誉委員会の会員の任期は、理事会の定めるところにより2年とする。

理事会は、名誉委員会によって提案された候補者の中から、名誉委員会の議長を任命することができる。

名誉委員会は、ときに応じて、政策の作成、企画の採択、本団体の振興、又は、本団体の目的に含まれるその他のあらゆる事項について、本団体に助言を与えたり、理事会に勧告をしたりする。

名誉委員会は、本団体の業務執行における、理事会のいかなる権限も行使しない。

第12条（会員）

本団体の会員は、以下の者から構成される。

- (1) 設立会員とは、本団体の設立に貢献した個人で、設立会員は理事会の定める年会費を納入しなければならない。
- (2) 評議員とは、本団体の活動理念に賛同しかつ深く理解し、日本の国内または日本以外の地域で行われる本団体又は日本以外のメドゥサン・デュ・モンドによって組織された人道援助活動に参加する意思とそれを遂行する能力を持つ個人、又はその他、理事会が本団体の目的に照らして適当と認める個人で、評議員は理事会の定める年会費を納入しなければならない。

本団体においては、設立会員及び評議員をもって、特定非営利活動促進法で定められているところの社員とする。

第13条（入会、退会及び除名）

本団体に、評議員又は会員として加入しようとする者は、加入申込書を理事会に提出し、理事会の同意を得なければならない。理事会は、正当な理由のない限り、本定款第12条に規定される

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャパン	事業年度	2020年1月1日～2020年12月31日
-----	--------------------------------	------	-----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
寄付金収入	132,611,917 円
補助金等収入	103,502,658 円
商標権使用料収入	615,000 円
雑収入 (受取利息・謝礼・足代・為替差益)	378,299 円
会費収入	215,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	237,322,874 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		26,046,119 円	国庫助成金
		22,397,629 円	民間助成金
		14,428,872 円	民間助成金
		13,859,702 円	民間助成金
		10,000,000 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		57,145,500 円	フランス本部での 2020 年人道支援活動費への充当及び立替経費
		4,488,000 円	事務所家賃
		3,080,270 円	路上募金活動
		1,760,000 円	監査報酬
		1,676,254 円	募金 DM 作成発送費用

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

元書類收受日 令和3年3月26日
差替書類收受日 令和3年5月8日

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸付 年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			R2.1.9- 10 1.23-24	23,200円	福島医療事業看護師
			R2.1.9- 10 1.23-24	12,000円	福島医療事業看護師
			R2.2/17	14,400円	ハンゲラディッシュ医療支援活 動国内物品整理
			R2.1.12	11,375円	いわき水害医療支援活動 臨床心理士
			R2.5.5	3,250円	いわき水害医療支援活動 臨床心理士
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

別紙

海外への送金等に関する事項		
実施日	使 途	金 額
令和2年1月29日	Medecins du Monde Canada 医療支援事業	245,020 円
令和2年3月23日	Medecins du Monde France 立替経費	490,634 円
令和2年3月23日	Medecins du Monde France 医療支援事業	18,376,500 円
令和2年3月23日	Medecins du Monde Spain 医療支援事業	643,428 円
令和2年3月23日	スリランカでの医療支援事業	1,221,745 円
令和2年5月12日	Medecins du Monde Belgium 医療支援事業	260,400 円
令和2年5月26日	バングラディッシュでの難民支援事業	734,197 円
令和2年7月1日	スリランカでの医療支援事業	1,339,236 円
令和2年7月27日	Medecins du Monde France 医療支援事業	19,048,500 円
令和2年7月27日	バングラディッシュでの難民支援事業	1,858,668 円
令和2年8月13日	バングラディッシュでの難民支援事業	3,087,831 円
令和2年9月30日	バングラディッシュでの難民支援事業	1,857,276 円
令和2年12月16日	スリランカでの医療支援事業	306,189 円
令和2年12月16日	バングラディッシュでの難民支援事業	1,876,180 円
令和2年12月22日	スリランカでの医療支援事業	641,530 円
令和2年12月23日	バングラディッシュでの難民支援事業	1,673,600 円
令和2年12月24日	バングラディッシュでの難民支援事業	248,297 円
令和2年12月24日	Medecins du Monde France 医療支援事業	19,048,500 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人メドウサン・デュ・モンド ジャパン	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

	区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
			①	②	③	④	⑤
①	自令和 2 年 01 月 01 日 至令和 2 年 12 月 31 日		12人	0人	0%	0人	0%
②							
③							
④							
⑤							
申 請 時							

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
 (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
 (例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 メロウカン・デュ・モン・ジヤホン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		12人					
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人					
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数		0人					

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
オスタン・ガエル マリークリスフ		理事長		○						就任 平成12年10月10日
大浦 紀彦		理事		○						就任 平成17年3月24日
與座 聰		理事		○						就任 平成12年10月10日
パトリック・ ダヴィッド		理事		○						就任 平成17年3月24日
磯村 尚徳		理事		○						就任 平成19年3月22日
山田 信幸		理事		○						就任 平成19年3月22日
寺島 左和子		理事		○						就任 平成19年3月20日
森川 すいめい		理事		○						就任 平成25年3月05日

フィリップ ダルペラ		監事		○						就任 平成27年3月14日
瀬古 篤子		理事		○						就任 平成30年3月17日
石原 恵		理事		○						就任 平成31年3月9日
佐藤 直		理事		○						就任 平成31年3月9日

(注)MdM とは、メドゥサン・ドゥ・モント フランス を意味する。

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人メドゥサン・デュ・モンド ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ	都度	7年
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	7年
預金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	7年
固定資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	7年
給与台帳	給与ソフト(弥生給与)使用 ルーズリーフ	月1回	7年

記載要領

- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

㊦ 認定有効期間内に2回目以降の申請を行う場合には、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人メドウサン・デュ・モンド ジャパン					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無					
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無					
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無					
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無					

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人メドウサン・デュ・モンド ジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人メドウサン・デュ・モンド ジャパン
-----	----------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
○					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
㊤ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャポン	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	-------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	-------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
---	---	-------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ